

第 4 2 号議案

足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、次の各号に規定するもののうち、任命権者が別に定めるもののいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。